平成２２年（フ）第８号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦1700―１　市営松合団地232号、住民票上の住所大分県佐伯市野岡町２丁目５番15号
債務者　下川　浜子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙1738番地１　かはと団地60―101
債務者　日髙　美穂
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市中山町5005番地３　グリーンパレス清和203号
債務者　山下　廣子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市宇宿７丁目１番33号　コートハイム102号
債務者　五田　美里
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目46―８―25、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目21番７号　コーポ谷山105号
債務者　奥村　博光
１　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目49番９号　小斉平ハイツ102号
債務者　脇田あゆみ
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市銘苅２丁目９番24―206号　エレガンテ・むつみ
債務者　佐久田優子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６８号
沖縄県島尻郡南風原町字新川184番地の10
債務者　波平　春美
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９０号
宮城県遠田郡涌谷町吉住裏越35番地、住民票上の住所宮城県登米市南方町尼池52番地
債務者　千葉　公子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
群馬県太田市大原町200番地11　ケアンズ101号
債務者　関　　貴史
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５３号
群馬県桐生市菱町５丁目532番地の29
債務者　瀧川　敏之
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１５７号
長野県飯山市大字坂井33番地
債務者　中村　吉男
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
長野市三輪８丁目９番７号
債務者　丸山　　孝
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
長野県須坂市墨坂４丁目６番22号
債務者　湯本　祐里
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
長野県千曲市大字磯部215番地９、前住所長野県千曲市大字戸倉2126番地７　レオパレスドミールⅡ203号
債務者　大庭　啓子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７３号
長野県上田市下之条120番地７下之条ガーデンヒルズ102号
債務者　永原みゆき（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０３号
兵庫県川西市清和台西３丁目２番地の90、前住所兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台２丁目２番地31
債務者　田中　好美
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部